

## 部活動の地域移行について

～教員の働き方改革と生徒の活動機会の確保に向けて～

岩手県金ケ崎町 板宮 清香



### 1. はじめに

学校部活動は、これまで生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の技術・体力面の向上の他に、責任感や連帯感の向上を図るものとして、大きな役割を担ってきた。

一方で、人口減少が地方において加速しており、学校単位での部活動運営が困難な状況にあることや、学校外のスポーツ芸術活動に取り組む生徒がみられるなど、学校部活動だけでは、中学生のニーズに応えることが困難な状況となっている。

さらに、休日も含めた教員の学校部活動の指導が長時間勤務の要因となっていることや指導経験がない教員が指導にあたらざるを得ない状況は、決して望ましい環境とはいえ、学校部活動の在り方を見直す時期にきている。

このような中、スポーツ庁と文化庁は「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を定め、令和5年度から「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行」を地域の実情に応じて可能な限り推進していく方針を示した。

しかし、スポーツ芸術活動の理想的な形は、個人の価値観により大きく異なっているため、行政としていかに全体をコーディネートしていくかが課題だ。

以上を踏まえ、本レポートでは、当町の現状を整理し、他自治体の取り組みを調査することによって、部活動の地域移行の在り方について、提言をおこなうものである。

### 2. 金ケ崎町の概要

金ケ崎町は、岩手県の内陸南部に位置し、人口 15,174 人（令和5年4月30日現在）、面積は 179.76 k m<sup>2</sup>の町である。

基幹産業は農業であり、東部では、水稻、野菜の栽培が盛んであり、西部では、広大な牧草地を活用した酪農や大型畜産が行われている。工業については、岩手県内最大級の工業団地を有し、医薬品、半導体、自動車関連企業が立地しており、製造品出荷額は北東北で1位である。

また、当町には、武家町の歴史的景観が色濃く残っている地域があり、歴史的に価値ある文化財として評価され、平成13年6月に国から「重要伝統的建築物群保存地区」に選定された。

### 3. 部活動の地域移行に係る関係機関のこれまでの動き

#### (1) 検討会議提言

スポーツ庁及び文化庁は令和4年6月と8月に部活動の地域移行に関する検討会議提

言を打ち出した。検討会議の提言の中で、休日の学校部活動を、令和 7 年度末を目標に段階的に地域に移行していくことが示された。また、生徒の多様なニーズにあった活動機会の確保を図ることや地域スポーツ芸術団体と学校との連携を推進していくことも示された。

### （２）部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの改定

スポーツ庁及び文化庁は、部活動の地域移行に関する検討会議提言を踏まえ、運動部及び文化部の各ガイドラインを統合したうえで、令和 4 年 12 月にガイドラインの改定をおこなった。

国のガイドラインの中では、地域移行の目標達成時期は設定されなかったが、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間で「改革推進期間」と位置付けた。

本文内の「学校部活動の地域移行」が「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行」と記載が変更され、「学校部活動」と「地域クラブ活動」が地域の実状に応じ、当面は併存することが示された。

また、ガイドラインの中では、地域クラブ活動への移行体制をすぐに整備する事が困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動の導入や、部活動指導員及び外部指導者の適切な配置をおこない、生徒の活動環境を確保することも示された。

### （３）中学校体育大会の出場要件変更

（公財）日本中学校体育連盟は、令和 4 年 12 月に「令和 5 年度全国中学校体育大会における地域スポーツ団体等の大会参加に対する各競技部の方向性について」という通知を都道府県中学校体育連盟宛てに発出した。令和 5 年度から中学校体育大会に地域スポーツ団体の出場が認められた。岩手県内では令和 5 年度に 21 団体が地域スポーツ団体として大会エントリーをおこなった。

### （４）地域クラブ活動への移行に向けた手引きの作成

岩手県及び岩手県教育委員会は、市町村教育委員会及び市町村生涯スポーツ・文化芸術担当課において担うことが想定される業務や各種手続きを整理した手引きを令和 5 年 3 月に作成した。この中で、地域クラブ活動の制度設計や具体的な進め方、指導を希望する教員への対応等が県から示された。

### （５）地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

学校部活動の地域移行に関して、全国各地で国の実証事業が実施されている。岩手県では、令和 3 年度は岩手町と葛巻町の 2 町で実施、令和 4 年度は大船渡市を加えた 1 市 2 町が実証事業をおこなった。いずれの事例も町体育協会・スポーツ協会への委託方式により実施されている。

葛巻町は、町内全 3 中学校 7 競技の部活動を町のスポーツ協会に委託している。種目別協会から推薦されている指導者が、土日に限らず、平日の夜も指導にあたっている。

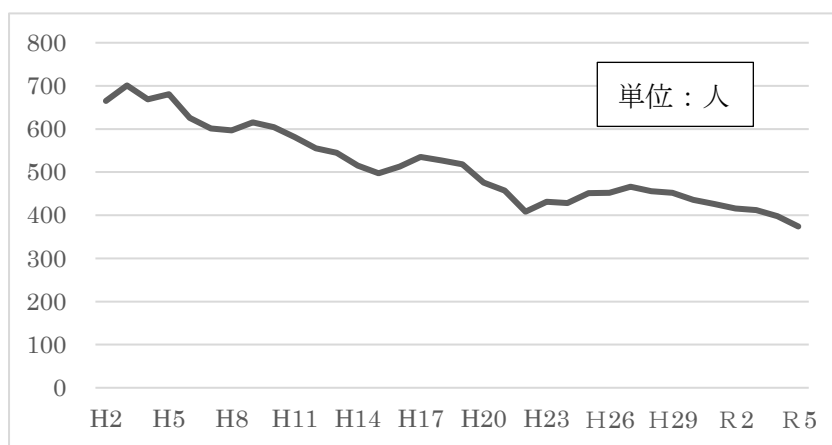
岩手町は、町内 3 中学校のホッケー部の休日の部活動を地域に移行した。現在は、岩手町体育協会の総合型スポーツクラブとして保護者から会費を徴収して活動している。急激な負担増とならないように、令和 5 年度は体育協会へ指導者謝金の一部を補助金として交付している。

#### 4. 当町における学校部活動の現状と課題

金ケ崎町内にある中学校は 1 校、金ケ崎中学校である。全校生徒数は 374 名（令和 5 年 5 月 1 日現在）であり、18 の部活動が活動をおこなっている。

生徒数は年々減少しており、それに伴い廃部となった部や、金ケ崎中学校だけではチームが組めず、奥州市内の学校と合同チームを組んで中学校総合体育大会に出場する部もある状況である。

図表 1 金ケ崎中学校の生徒数の推移



(町教育委員会の資料を基に筆者作成)

前項で国・県が示した方針を踏まえ金ケ崎中学校でも、部活動の運営体制の見直しが段階的に進められている。

一つ目は、自主的・自発的な部活動の推進・徹底である。金ケ崎中学校の部活動は令和 5 年度から任意加入となった。現在、全体の 5%ほどの生徒が部活動に未加入となっている。

二つ目は、地域人材である部活動指導員の積極的な任用である。部活動指導員は、学校教育法に規定された学校職員であり、地方公務員法に規定された町の会計年度任用職員である。実技指導の他に大会の引率、部活動の管理運営、保護者への連絡、年間指導計画の作成が可能である。当町では、令和 2 年度から段階的に配置をおこない、現在、金ケ崎中学校に 4 名の部活動指導員の配置をおこなっている。市町村と都道府県と国がそれぞれ 1/3 ずつ雇用に係る経費を負担する仕組みとなっており、自治体が推進しやすい制度となっている。

三つ目は、教員による平日の部活動の指導時間の見直しである。

平日の勤務時間外については、教員に時間外手当が支給されない。また、校長が時間外

勤務を命ずることができるのは、臨時又は緊急でやむをえない時と定められているため、勤務時間外の部活動指導を校長が教師に命じることができない。令和 5 年度までは、午後 4 時 50 分以降の部延長の時間帯の指導は、教員の献身的な協力の元に成り立ってきたが、来年度からは見直しが図られる。

このように当町においても部活動改革が進められている。

一方、国や県の方針の中で示されている休日の部活動の地域移行については、検討が進んでいない状況である。休日の各部の活動状況は図表 2 の通りである。恒常的な活動とは、年間を通して毎週定期的に活動しているものを指している。多くの部活動が学校管理下において、休日に活動を行っている状況である。

図表 2 令和 5 年度金ケ崎中学校の休日の部活動の実施状況

部活動の種類	休日も恒常的に活動している部活動	指導者の累計	
		学校教員 (学校部活動)	部活動指導員 (学校部活動)
陸上競技	○	○	×
男子バドミントン	○	○	○
女子バドミントン	○	○	
剣道	○	○	○
男子バスケットボール	○	○	×
女子バスケットボール	○	○	×
柔道	○	○	○
女子ソフトテニス	○	○	×
男子ソフトテニス	○	○	×
男子バレーボール	○	○	×
女子バレーボール	○	○	×
サッカー	○	○	×
野球	○	○	×
吹奏楽	○	○	×
男子卓球	×	—	—
女子卓球	×	—	—
美術	×	—	○
パソコン	×	—	—

(町教育委員会の資料を基に筆者作成)

## 5. 参考事例

他自治体の取り組みを調査し、地域移行の方法について検討をおこなう。

### (1) 山形県鶴岡市における取り組み

山形県鶴岡市は令和 3 年 9 月に検討委員会を設置し、早い段階から関係団体と情報共有を図ってきた。そして、検討委員会の中で、「令和 5 年度から教員による休日の部活動指導を廃止（大会引率は除く）」とする方針を決定した。そして、休日に活動を行いたい部は、令和 4 年度中に父母会で話し合い、5 つの移行パターン（総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、保護者会、民間クラブ、合同部活動）のうち 1 つを選択することとした。

市教委は教員による休日の部活動指導の廃止に向けて、説明会を開催し関係団体に対して丁寧な説明をおこなった。また、スポーツ少年団・総合型スポーツクラブ、文化団体への補助金制度を新設するほか、市体育協会加盟の競技団体に対して協力をあおぎ、数年か

けて父母会をスポ少や総合型 SC 等に移行させていくビジョンを示した。

山形県鶴岡市は総合型スポーツクラブが盛んであり、金ケ崎町とは違った地域スポーツ環境ではあるが、数年後の移行ビジョンを示して、関係団体と目標を共有し、連携を図りながら、事業を進めている点が、当町においても参考になる点であると考ええる。

## (2) 岡山県赤磐市における取り組み

岡山県赤磐市教育委員会は、令和 3 年度～令和 4 年度に国の実証事業に取り組んだ。地域連携部活動推進モデルとして、地域連携部活動推進協議会「磐梨 Dream Town プロジェクト」を設立した。団体の運営は、地域人材（磐梨中学校の元校長、元教頭、元市職員等）が担っており、指導者の派遣や研修会の企画等をおこなっている。令和 4 年度は赤磐中学校の 6 つの運動部が実証事業に取り組み、「教員の勤務時間の縮小」、「専門的な指導が可能な指導者の配置」を目標として活動をおこなっている。既存組織（スポ少、民間クラブ等）がある部を「地域団体連携タイプ」、既存組織がない部を「地域指導者連携タイプ」として、整理をおこなっている。

令和 4 年度は国の委託金を活用し謝金を支払っていたが、実証事業が終了した現在は、寄付金や協賛金を募り、運営資金の確保をおこなっている。種目別に連携方法を整理している点が当町においても参考になる点であると考ええる。

## (3) 岩手県一関市における取り組み

一関市は令和 4 年度から地域部活動登録制度を開始した。一定要件（学校部活動で行われている種類以外の活動を行う団体であること、市教委の部活動方針を守る団体であること、学校長からの推薦がある団体あること等）を満たした団体を市教委が学校部活動に準ずる団体として登録をおこなう制度である。令和 5 年度からは、地域部活動支援補助金の交付要項を制定し、登録団体に対し、補助金を交付している。休日型は上限 5 万円、全日型は上限 10 万円と定め、運用を開始した。

学校部活動から地域部活動への移行は、令和 5 年度から令和 7 年度に進め、令和 8 年度には、休日の学校部活動は、原則、地域部活動に切り替えることを目標として取り組みを進めている。

山形県鶴岡市の事例と異なる点は、休日の教員による部活動指導を一律に廃止するのではなく、可能な部から地域部活動に切り替えをおこなっている点である。数年後の方向性を示すこととスポ少活動だけでなく、父母会と外部指導者の活動へも資金面で援助をおこなっている点は、当町においても参考となる点である。

## 6. 今後に向けた提言

### (1) 参考事例の検討

前項で示した取り組みを当町で取り入れた場合、どのようなメリットとデメリットがあるか図表 3 にまとめた。当町での実現可能性を検証していく。

図表 3 部活動の地域移行に係る各自治体の取り組みのメリットとデメリット

	町費用 負担 (概算)	メリット	デメリット	当町での実現可能性
事例 1 山形県鶴岡市 休日の教員による部活 動指導廃止	82万円 (補助金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の業務負担軽減。</li> <li>・スポ少、総合型 SC 等の地域団体の活動の活性化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域指導者の負担増。</li> <li>・初年度は父母会活動が多いため、保護者の負担増。</li> <li>・補助金により町の財政負担増。</li> </ul>	<p>現行のガイドラインでは、地域移行の目標達成時期が示されていないことや、県内で休日の教員による部活動指導を一律廃止としている事例がないため、関係機関の理解を得るのが難しい。</p>
事例 2 岡山県赤磐市 任意団体設立	0円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の負担が少ない。</li> <li>・団体が指導者確保と研修企画をおこなうため、地域クラブ活動の質向上。</li> <li>・教員の負担軽減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄付金等での運用となるため、団体の財政運営が厳しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意団体を運営できるような人材が不足している。</li> <li>・国の委託金がなくなった後に、団体の収入が、寄付・協賛金と保護者負担のみになるため、継続性という観点から難しい。</li> </ul>
事例 3 岩手県葛巻町 スポーツ協会委託方式	270万円 ～375万円 (委託料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な指導が可能な指導者を継続して配置できる。</li> <li>・教員の負担軽減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の財政負担増。</li> <li>・体育協会の事務負担増。</li> <li>・地域指導者の負担増。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の委託金がなくなった後、町の財政負担が増加。</li> <li>・外部指導者の中には、体育協会に加盟していない指導者もいるため、人材確保が課題。</li> <li>・種目別協会がない種目及び文化部の移行が課題。</li> </ul>
事例 4 岩手県一関市 地域部活動登録制度	70万円 (補助金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の負担軽減。</li> <li>・父母会とスポ少に対して活動経費の補助をおこなうことによって移行が推進できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の負担増。</li> <li>・補助金支出による町の財政負担増。</li> <li>・地域指導者の負担増。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な部活動から切り替えをおこなっていくので、混乱が少ない。</li> <li>・行政の費用負担が少ない。</li> <li>・現在、休日に活動をおこなっている部活動のうち、約 6 割がスポ少を既に組織しているため、受け皿として考えられる。</li> </ul>

(各種資料により筆者作成)

①山形県鶴岡市教育委員会（休日の教員による部活動指導一律廃止・補助金交付）

【メリット】

令和 5 年度に市教委が市内中学校教員にとった「鶴岡市部活動改革に係るアンケート調査」では、約 92%の教員が「現在の土日休日の地域移行に伴う業務負担」について「大いに軽減した・軽減した・やや軽減した」と回答した。市教委が、休日の教員による部活動指導を廃止する方針を出したことにより、教員の大幅な業務負担の軽減につながった。

【デメリット】

指導者向けアンケートでは「現在の土日休日のスポーツ文化・活動の満足度」について約 49%の指導者が「不満足・やや不満足」と答えた。不満足の理由として「仕事との両立が厳しい」、「地域移行に伴い負担増加」等の理由があげられている。

市教委のアンケート結果から、この取り組みのデメリットとして、「地域指導者の負担増加」があげられることが分かった。

【費用】

次に当町で山形県鶴岡市の取り組みを実施した場合の費用を積算する。市教委は、スポ少、総合型 SC、文化団体に対して補助金交付を行っている。当町で、本制度を取り入れた場合、概算で 82 万円の予算確保が必要になると考えられる。積算は、休日に活動している全ての部活動が、父母会活動ではなく、スポーツ少年団又は文化団体に移行した場合に想

定される費用を積算した。

②岡山県赤磐市教育委員会（任意団体設立）

【メリット】

地域人材が任意団体を設立して独自の会計で地域部活動の運営をおこなうため、行政の負担が少ないことがあげられる。また、部活動に精通した地域人材（中学校元校長・元教頭等）が地域部活動のコーディネート（指導者派遣、研修企画等）をおこなっているため、生徒が専門的な指導を受けることができる環境を整えることが出来ている。

【デメリット】

実証事業が終了し国の委託金がなくなった後に、団体が独自の会計で運営をおこなっていかなくてはいけないため、寄付や協賛金だけでは指導者派遣の経費を確保するのが難しいことがあげられる。

【費用】

任意団体に対して、市教委から補助金等の支出はおこなっていないため、行政負担はない。

③岩手県葛巻町教育委員会（スポーツ協会委託方式）

【メリット】

スポーツ協会から推薦された指導者を派遣することにより、子供達が継続して専門的な指導を受けることができる環境を整えることできる。指導者の派遣を町がおこなうので、他の制度と違って保護者の負担が少ないことがあげられる。

【デメリット】

実証事業終了後、国からの委託金がなくなり、町の予算からの支出となるため、町の財政負担が増加することがあげられる。また、町体育協会に委託を行う際は、既に部活動指導に当たっている外部指導者の方に依頼することとなる可能性が高いが、協会に加入していない指導者もいるため、全ての部活動が人材を確保できるとは限らない。さらに、体育協会の事務負担も増加するため、もし協会に委託を行う際は、事務負担の軽減についても、検討をおこなう必要がある。

【費用】

体育協会に委託をおこなった場合、270万円～375万円の予算確保が必要となる。積算内訳は、指導者謝金、指導者旅費、種目別協会事務費、スポーツ保険料、体育協会事務費の概算である。なお、指導者謝金は1種目あたり、年間指導時間210時間で積算した。なお、種目別協会がないサッカーと、文化部の吹奏楽は積算に加えていない。

④岩手県一関市教育委員会（任意団体登録・補助金交付）

【メリット】

父母会とスポーツ少年団の活動に対して、資金面で援助をおこなうので、移行が推進できる。一律に休日の部活動を廃止するのではなく、可能な部活動から移行を推進していく

ので、比較的混乱が少なく地域移行を進めることができる。また、体育協会への委託方式と比較して行政の費用負担が少ないこともメリットとしてあげられる。

#### 【デメリット】

補助金の額が少ない中で、可能な部活動から移行とした場合に、どの程度移行が進むか未知数である。保護者への働きかけやビジョンの共有が必要となってくる。

#### 【費用】

当町で休日に活動を行っている部活動は 14 部ある。仮に地域部活動支援補助金を当町で立ち上げて、全ての部活動が休日の活動を地域に移行した場合、70 万円程度の費用負担が発生する。

### (2) 手法の選択

各自治体の取り組みについて当町での実現可能性について検討する。

初めに山形県鶴岡市の事例についてである。教員の休日の部活動指導を一律廃止に出来た経緯は、早い時期（令和 3 年度～）から市検討委員会を立ち上げ方針を決定したことにあると考える。市教委が教員にとったアンケートからも分かるように、この取り組みは教員の休日の業務負担を大幅に軽減できる取り組みと言えらる。しかし、その後に国が示したガイドラインの中で地域移行の目標達成時期が示されなかったことや岩手県内で同様の事例がないこと、当町には中学生を受け入れ可能な総合型 SC 等がないことから、当町での実施を検討した場合に関係機関の理解を得るのが難しいのではないかと考える。

次に岡山県赤磐市の事例についてである。本事例は、部活動と地域スポーツに精通した地域人材が地域部活動のコーディネート（指導者派遣・研修企画）をおこなっているため、生徒が専門的な指導を受けることができる環境を整えることができている。しかし、当町での実施を考えた場合に、任意団体を運営できるような人材が不足していることや、仮に任意団体を設立できたとしても、国の実証事業終了後に団体の収入が、寄付・協賛金と保護者負担のみになること等を考えると実現は難しいと考える。

次に岩手県葛巻町の事例についてである。町スポーツ協会から推薦された指導者が指導をおこなうので、子供達が専門的な指導を継続的に受けることができる環境を構築することができる。この制度の大きなメリットと言えらる。しかし、実証事業終了後は、国からの委託金がなくなるため、町の財政負担が大幅に増加することが予想される。また、体育協会に加入していない外部指導者もいるため、どのような形で指導者を確保するのが課題となる。さらには、種目別協会がない部と文化部の移行についても検討が必要のため、予算と指導者確保の面から、実施にあたっては非常にハードルが高い取り組みであると考えらる。

最後に一関市教育委員会の取り組みについてである。岩手県内の実証事業では、体育・スポーツ協会が受け皿となって地域移行を実施しているが、岡山県赤磐市、山形県鶴岡市の事例を調べた結果、スポーツ少年団も受け皿として考えらるることが分かった。一関市においては、地域部活動（全日型）に登録している団体はスポ少が、地域部活動（休日型）に登録している団体は、父母会と外部指導者が受け皿の役割を担っている。当町において



も、土日に活動している部活動のうち、約 6 割がスポ少を組織しており、移行の受け皿となりうる。

以上のことから、一関市の地域部活動登録制度・地域部活動支援補助金制度は、現在の国の支援体制において、町の財政負担や保護者の混乱が比較的少ない状態で部活動の地域移行を進めることができる制度であると考えられる。時間は必要となるが、既存の団体（父母会・スポ少等）を支援しながら、可能な部活動から、地域部活動に切り替えていき、休日の教員の対応を少しずつ減らしていくようなゆるやかな地域移行が望ましいのではないだろうか。

### （３）当町で制度を運用する際の留意点

次に当町で地域部活動制度を立ち上げる際の留意点を 4 つあげる。

一つ目は地域部活動への加入について、他校の生徒の加入を妨げないことである。人口減少が進んでいく中で、学校単位での活動と限定すると、団体競技は特にチーム編成が難しくなっていく。現在の中学校体育大会の規程では、地区中体連単位であれば、チーム編成が可能なので、奥州市の生徒も受け入れ可とした運用が必要である。

二つ目は、休日の大会引率や練習試合の対応についてである。部活動顧問が大会役員を担っている状況や練習試合の日程調整をおこなっている状況があることから、教員の対応が引き続き必要な部分がある。現行の体制では、全ての休日の活動を地域に移行することは難しいので、あくまで恒常的な土日の練習に係る部分についての移行となるだろう。

三つ目は、地域部活動の活動中に、生徒指導上のトラブルなどが発生した際に、地域指導者と学校が情報連携を図ることができる体制を構築することである。学校に地域部活動担当を置くことや校長と地域指導者との面談機会を設ける等の工夫が必要だろう。

四つ目は、スポーツ安全保険への加入の義務化である。地域部活動は学校外の活動となるため、スポーツ安全保険への加入が必要となる。活動している生徒が保険に加入しているか地域部活動の登録を行う際に町教委が確認をおこなう必要がある。

## 7. おわりに

今年度は、部活動の地域移行の改革推進期間の初年度ということもあり、全国各地の自治体で地域移行に関する取り組みや検討が始まった段階である。情報も少ない中で、急な体制の変更により子供たちの活動の機会を奪うことがないように、国・県の動向を注視しながら取り組みを考えていく必要があるだろう。本レポートでは、実現可能性が高い制度として一関市の事例をあげたが、岡山県赤磐市や山形県鶴岡市の事例のように、地域団体の活動状況を教育委員会で把握することや、スポーツ文化芸術担当課と連携を図りながら、指導者の確保、組織化支援、研修会の企画をおこなっていくことも今後大切になってくると考える。

当町では地域移行に関して関係団体との具体的な話し合いはまだ行われていない。本レポートで調査した内容が、今後、方向性を決める際の検討材料の一つとして少しでも役に立つことを願う。行政職員として学校と地域に寄り添いつつ、共に課題を一つずつ解決し

ながら、よりよい活動の在り方について模索していきたい。

なお、本稿は個人としての意見を述べたものであり、当町及び関連団体の見解を示すものではないことをご了承いただきたい。

## 謝辞

本レポートの作成にあたり、多くの方々にご指導を賜りました。先進地視察で訪れた岡山県赤磐市教育委員会の皆様には、多くの資料をご提供いただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

## 参考文献・参考資料

- ・スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 3 月)  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/toushin/1402678.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/1402678.htm)
- ・スポーツ庁／文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和 4 年 1 2 月)  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405720\\_00014.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm)
- ・岩手県／岩手県教育委員会「公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引き」(令和 5 年 3 月)  
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1007339/1062627.html>
- ・一般社団法人 地域活性化センター 本間 歩「部活動の地域移行の在り方について～鶴岡市における新たな地域スポーツ環境の構築に向けて～」(令和 4 年度)  
[https://www.jcrd.jp/seminar/chiikileader/report/34\\_1/](https://www.jcrd.jp/seminar/chiikileader/report/34_1/)
- ・山形県鶴岡市 HP「鶴岡市における部活動改革」  
<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kyoiku/school-education/bukatudou/gakkobukatudou.html>
- ・一関市「令和 5 年度第 2 回一関市社会教育委員会議」(令和 5 年 11 月 9 日)  
<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/7,161390,c,html/161390/20231208-114250.pdf>
- ・(公財)日本中学校体育連盟「令和 5 年度全国中学校体育大会における地域スポーツ団体等の大会参加に対する各競技部の方向性について」(令和 4 年 12 月 7 日)  
<http://www.iwate-chuutairen.net/about.html>
- ・スポーツ庁「休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究 岩手県(大船渡市・岩手町・葛巻町)成果報告書」(令和 4 年度)  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/jsa\\_pref\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_pref_00003.html)
- ・スポーツ庁「休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究 岡山県(赤磐市・早島町)成果報告書」(令和 4 年度)  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/jsa\\_pref\\_00033.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_pref_00033.html)